

報 文

人間社会と密着した野生動物管理の現状 ～春日大社（奈良公園）の対応事例～^{*1}

寺下文貴^{*2}・枚田邦宏^{*3}・奥山洋一郎^{*4}

寺下文貴・枚田邦宏・奥山洋一郎：人間社会と密着した野生動物管理の現状～春日大社（奈良公園）の対応事例～ 九州森林研究 76：121－123, 2023 野生動物である「奈良のシカ」は保護が始まって以来農業加害者として論争の対象となり、その管理について問題を残していた。1979～1985年の「鹿害裁判」により奈良のシカの管理手法がある程度策定されたものの曖昧な規定であり、現実には問題の解決には直接的には繋がらなかった。それ以降奈良県主導で管理体系の見直しがなされ、地区によっては捕獲・処分に踏み切ったが、現在も管理（捕獲処分を含む）対象というよりは保護の対象という意味合いが強く、管理において課題は残っている。今後は管理体制の構築のみならずシカ保護の目的を再検討する必要があると考えられる。

キーワード：春日大社、奈良公園、シカ、鹿愛護会、天然記念物

I. 背景・目的

日本国内の林業被害において、シカによる被害は減退を見せず、造林地のみならず国立公園等にまでその被害を広げている。また、シカによる被害は森林・林業に限られたものではなく、農業もその域を外れない。

本報告は春日大社（奈良公園）周辺区域における、シカによる多様な人間生活への影響に着目し、先行研究や各種資料をレビューすることによって被害・影響状況やそれへの補償状況等を把握することを目的とする。

II. 調査方法

本報告に関しては関連内容の論文が公開されている。しかし論文の公開から数年が経ち、新たな奈良のシカ管理の動きが出てきている。既出論文から今までの議論を整理し、その後の新たな情報を加え、現状の把握と整理を行った。

III. 「奈良のシカ」問題の現状

1. 奈良のシカの「価値」について

奈良のシカの価値について次のように報告（佐藤, 2019）されている。

「2. 奈良公園のシカの「功」 A. 奈良公園のシカの価値 本題である奈良公園のシカの功罪について、まず、シカが有する価値という側面から「功」を捉えてみる。価値というからには、ヒトにとって、という留保がつく。そのような価値として、観光資源としての経済的価値、シカがいる風景という景観的価値、神鹿としての宗教的価値、奈良の象徴としての記号的価値、が思い浮かぶ。それぞれの価値の大小は人によって様々であろうが、いずれの価値も否定することはできないと思う。だからこそ、農産物へ

の被害が顕在化しても、手厚く保護されているといえる。（中略）3. 奈良公園のシカの「罪」 A. 農業被害 次に、奈良公園のシカの功罪の「罪」を、農業被害に焦点をあててみてみる。1979年、シカによる農作物の被害を受けている奈良公園周辺の農家が、春日大社と奈良の鹿愛護会を相手に損害賠償を求める訴訟を奈良地裁に起こした（第一次鹿害訴訟）（中略）B. 奈良女子大学での被害（中略）C. 生態系のバランスを崩す 1000頭ものシカによる植物の大量消費は生態系のバランスを崩しつつある。奈良公園の平坦部を散策しただけでも、シカの食害がもたらす生態系への影響を推認することができる。」

奈良県や奈良の鹿愛護会といった管理側のそれぞれの立場からの価値、その受益権についても報告（渡辺, 2001）されている例がある。渡辺の記した表を図化し筆者の意見を加えて示したのが図-1である。“放し飼い”で生み出される価値にはA 天然記念物としての学術的（自然的・歴史的・文化的）価値、B シカとのふれあいや「シカのいる景観」の享受、C 観光資源としての経済的価値、D「春日神鹿」としての宗教的価値、E 奈良のシンボルとしての価値がある。A、B の受益者は来園者、受益の集約的代弁者は国（文化庁）、奈良県（文化財保存課）、C の受益者は観光関連業者、受益の集約的代弁者は奈良県（文化観光課）、奈良市（観光課）、D の受益者、受益の集約的代弁者は共に春日大社、E の受益者は一般市民、受益の集約的代弁者は奈良市である。尚、価値実現の直接的担い手はA～E 全てにおいて奈良の鹿愛護会である。春日大社に対し抜本的な解決を求めたのは直接的に被害を受けてきた農家だけでなく、保護育成を実質的に担い、農家側の要求を最前線で受け止めてきた奈良の鹿愛護会であったのである。（抜本的な解決とは、放し飼いをやめること、放し飼いをするのであれば天然記念物のあり方を変更し区域を公園内に縮小すること、頭数制限を実行すること、春日大社による補償（コスト負担）を要求することである。）

鹿害裁判の詳細については、前報（渡辺, 2001）、同著（半野

^{*1} Terashita, F., Hirata K., Okuyama Y. : Current status of wildlife management closely related to human society ~Case of Kasuga Taisha Shrine (Nara Park).

^{*2, 3, 4} 鹿児島大学農学部 Fac. Agric., Kagoshima Univ., Kagoshima 890-0065, Japan

生〉動物の規定と捕獲をめぐる問題史—なぜ「奈良のシカ」の規定は二つあるのか? (2012) を参照されたい。

2. シカの所有者について

シカの管理について問題を解決するにあたり、その所有者が誰なのかは明らかにしておく必要があるが、1985年に鹿害裁判が帰結する以前から、「奈良のシカ」の所有者は事実上の所有者は存在したもの、それは曖昧な定義の元のものであった。前報(渡辺、2001)と、総合研究大学院大学文化科学研究科学術交流フォーラム2012での発表の中で、東城義則は自身の発表の質疑応答で1985年に春日大社がシカの所有権を放棄した理由を問われた際、次のように述べている。「1983年に鹿害裁判の中で奈良地裁に春日大社を所有者として認定された。1985年に裁判が和解という形で終結した際、春日大社はシカの所有権を主張せず、シカは民法でいう無主物となった。その後のシカ管理の中で所有者が負担になると判断したためである。」「事実上の所有者」ではなくはっきりとした定義の元の所有者が存在したのはその間の2年のみだったのである。

3. 奈良のシカの管理が困難である理由

奈良のシカの管理が困難である理由は、上記のように所有者がはっきりしていないことに加え、他にも次の理由が挙げられる。

奈良のシカは名称を奈良のシカ、文化財種類を史跡名勝天然記念物、都道府県を定めず指定された天然記念物である。ニホンジカという種としては鳥獣保護法による捕獲が認められた動物でありながら、天然記念物指定時に地域を定めずには指定されたものであるため、どの個体が「奈良のシカ」なのかわからなくなる。にも関わらず地域を定めずに指定された理由としては、①保護区域を設定すると区域を出たシカが保護されない事態となることを避ける②生息地には学術的価値がない③地域指定に必要な地権者の同意がとられていない、が挙げられる。

4. 鹿害裁判のその後の動き

1985年、鹿害裁判は全面和解という形で収束を迎え、文化庁は同年、シカの生息区域をA～Dの4地区に分類した。A→Dの順に外側の区域となり、うちC、D地区は「天然記念物の保護上支障を及ぼす恐れがない場合」には捕獲を可能なものとした(図-2)。

ただやはり観光としてのイメージダウンを避けるなどの理由により実際に捕獲を実行した例は無く、和解の意味は薄れた。

そして2016年奈良県は、和解条項を確実に履行できる内容にするため地区区分、保護管理基準について新たに見直しを行なった。C地区を「緩衝地区」、D地区を「管理地区」に定め、D地区管理地区は「第二種特定鳥獣管理計画に基づく管理」を行うという内容のものである。そして2017年に「奈良市ニホンジカ第二種特定鳥獣管理計画」を策定した。つまり管理地区内のシカの捕獲、処分に現実的な内容で乗り出した。

IV. 今後の展望

奈良公園が設置されて以来、公園内や周辺のシカは保護の対象となり守られてきたが、それは曖昧な規定のもと実行され、農家は被害を負うばかりであった。管理体系に明確な基準や手法が定められたのも極めて最近のことである。その反面、宗教上重要な意味を持つ奈良のシカを捕獲・処分するということに関しては奈良県内外でも賛否が分かれる。管理にあたり様々な立場の意見が交わり、結果的に事実的・具体的な解決に繋がりにくいという事態が続いている。Ⅲ. 1. で述べた価値について、それぞれの価値の存在は認めても、優先順位について考えていくことが解決に繋がる鍵になると考える。これまで奈良市や奈良県、奈良の鹿愛護会等がどのように関わってきたか、概要を把握することができた。今後は、関係者への聞き取り調査を進めながら、現段階での関係者の立場、果たしている役割を明らかにして、今後の管理のあり方の議論につなげていきたい。

引用文献

- (1) 佐藤宏明 (2019) 奈良公園におけるシカの功罪 10 ページ
 - (2) 奈良県 (2022) 天然記念物「奈良のシカ」保護計画 1 27 ページ
 - (3) 奈良県 (2022) 天然記念物「奈良のシカ」保護計画 2 27 ページ
 - (4) 奈良県 (2022) 奈良市ニホンジカ第二種特定鳥獣管理計画 (第2次) 38 ページ
 - (5) 東城義則 (2012) 誘導技術としての鹿寄せ —奈良公園におけるシカの集合と移動をめぐって— 質疑応答 1 ページ
 - (6) 渡辺伸一 (2012) 〈半野生〉動物の規定と捕獲をめぐる問題史—なぜ「奈良のシカ」の規定は二つあるのか? 奈良教育大学紀要. 人文・社会科学 61巻1号 109-119 ページ
 - (7) 渡辺伸一 (2007) 「奈良のシカ」による農業被害対策の理念と現実 —奈良公園周辺農家へのアンケート調査をふまえて 奈良教育大学附属自然環境教育センター紀要 8巻 23-41 ページ
 - (8) 渡辺伸一 (2001) 保護獣による農業被害への対応 —「奈良のシカ」の事例— 環境社会学研究第7号 129=144 ページ
 - (9) 産経新聞ウェブサイト (2017) URL:<https://www.sankei.com/article/20171115-DLIQFYO7JJOKXLGRXT56NBAZPU/> (2022年10月4日利用)
 - (10) 文化庁ウェブサイト URL:<https://kunishitei.bunka.go.jp/heritage/detail/401/3133> (2022年10月4日利用)
- (2022年11月12日受付; 2022年12月26日受理)

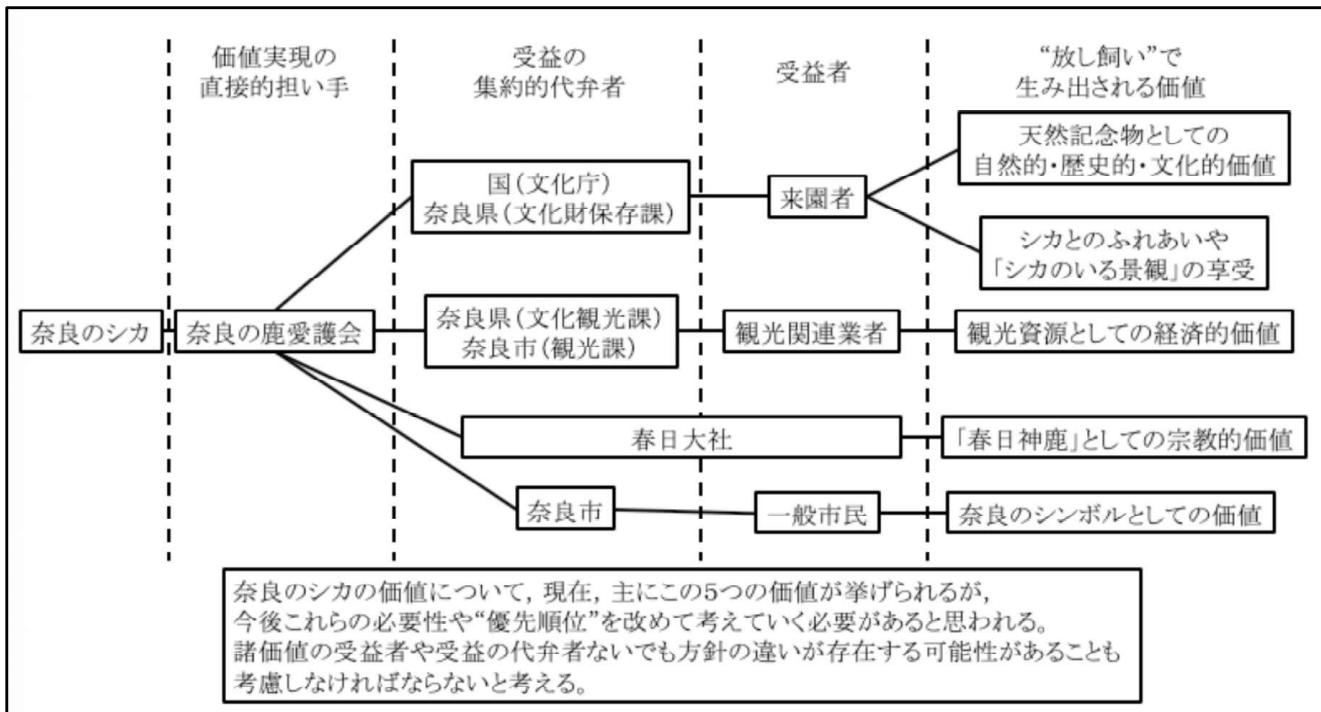


図-1 「奈良のシカ」の諸価値と受益関係
(渡辺伸一 (2001) 「保護獣による農業被害への対応—「奈良のシカ」の事例—」をもとに作成)

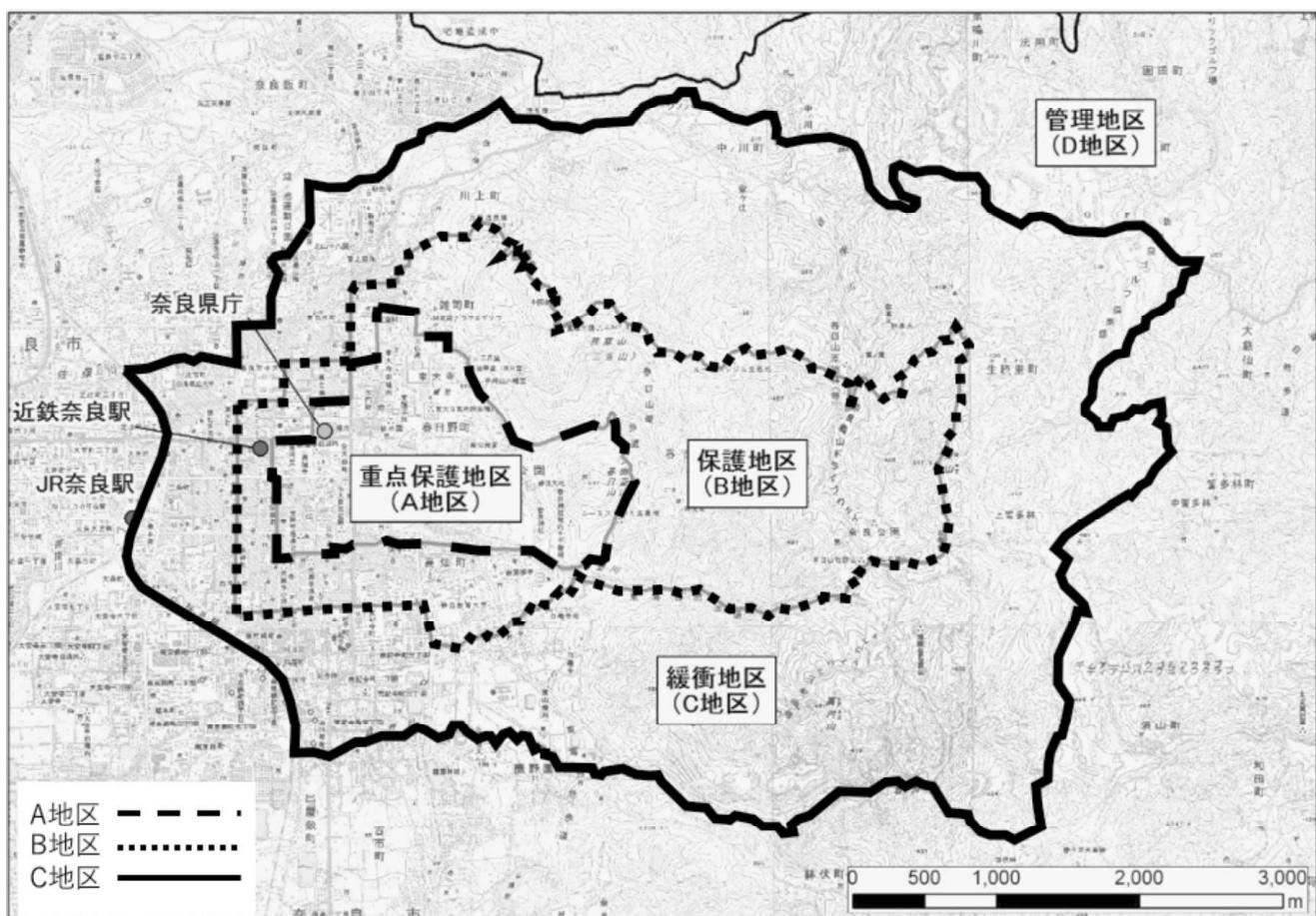


図-2 「奈良のシカ」の保護管理区分の地区区分
(奈良県 2022, 天然記念物「奈良のシカ」保全計画より抜粋) (枠内を加工済み)